

函館市監査公表第29号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

函 都 住
平成 2 9 年 9 月 1 3 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 2 8 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 9 年 3 月 3 0 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成28年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 公の施設および指定管理者について)

監査対象 部局名	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
<p>都市建設部 住宅課</p>	<p>・函館市営住宅等および函館市特定公共賃貸住宅等について、一般財団法人函館市住宅都市施設公社を特例措置により選定し続けられ、競争原理の導入による管理運営のさらなる効率化やサービス向上が図られず、民間事業者の受注機会の拡大等にも繋がらないので、他の市の出資団体等のように、公募化に向けた検討を進めていただきたい。</p>	<p>99</p>	<p>・市営住宅等関係の業務については、入居退去業務、収納業務、維持管理業務の3業務が一体的つながりの下に行うことが効率的であり、サービスの向上も同時に図られることから、これまでの活動実績等を考慮し、特例措置により当該公社を選定してきたところでありますが、今後におきましては、競争原理の導入による管理運営のさらなる効率化やサービス向上を図っていく必要があることから、公募による指定管理者の指定に向けた検討を進めてまいりたいと考えています。</p>